

特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の原案について

令和6年11月13日
千葉県教育庁
企画管理部教育総務課
電話 043-223-4142

「特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」の制定について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、知事から教育委員会に対して意見の聴取があったものです。

1 改正理由

知事、副知事、教育長、常勤監査委員及び知事特別秘書（以下、「知事等」という。）の期末手当の支給月数については、これまで一般職との均衡により改定を行ってきたところであるが、他団体の多くが内閣総理大臣等の国特別職との均衡により改定していることから、見直しを行うもの。

2 改正内容

知事等の期末手当の支給月数について、国特別職の期末手当の支給月数に準じたものとする。

現行 4.40月分 ⇒ 見直し後 3.40月分 (▲1.0月分)

※ 加算割合等を考慮すると、現行 5.76576 月分 ⇒ 見直し後 5.30536 月分 (▲約 0.46 月分)

現行：((給料月額+地域手当) + (給料月額+地域手当) × 役職加算 20%) × 支給月数 4.4 月分

見直し後：((給料月額+地域手当) + (給料月額+地域手当) × 役職加算 20% + 給料月額 × 管理職加算 25%) × 支給月数 3.4 月分

3 施行期日

令和6年12月1日